

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 健康経営に関する取組

当社は、従業員が心身ともに健康で働けることを重要な経営基盤であると考え、以下の健康経営施策を推進します。

・リモートワーク制度の導入

従業員のライフスタイルや家庭の事情に配慮し、柔軟に働ける環境を整えることで、ワークライフバランスの向上と生産性の維持・向上を図ります。

・勤務時間の柔軟化

フレキシブルな勤務体系を整備し、育児・介護・通院など多様な事情に対応できる働き方を支援することで、従業員一人ひとりが無理なく能力を発揮できる体制を整えます。

・ノー残業デーの設定

計画的な業務遂行を促し、過度な長時間労働を防止することで、心身の健康維持と職場の健全な労働環境づくりを推進します。

・有給休暇取得の促進

積極的な休暇取得を推進し、心身のリフレッシュや生活の充実につなげることで、健康維持と業務意欲の向上を図ります。

b. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

災害等の緊急時における事業継続の重要性を踏まえ、取引先と共に BCP の整備・見直しに関する情報共有や助言を進める。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

2025 年 12 月 9 日
(更新日：2026 年 1 月 1 日)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社T a b e P a r k J A P A N

企 業 名

代表取締役 本岡 玲二

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。